

「2017年 LEC社労士ファイナル模試」から

第49回社労士試験【択一式】厚生年金保険法〔問7〕B肢の出題が **論点的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU17731 p.40]

<ファイナル模試 択一式 厚生年金保険法
問6-C>

C 老齢厚生年金の加給年金額の対象となっている子が、障害基礎年金の子の加算額の対象にもなっている場合、原則として、その間、当該子についての加給年金額に相当する部分の老齢厚生年金の支給が停止される。

(解答 ○ 法44条1項)

本試験出題はこうでした！

第49回 社労士試験 問題
【択一式】 厚生年金保険法 【問7-B】

B 子の加算額が加算された障害基礎年金の支給を受けている者に、当該子に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金が併給されることとなった場合、当該老齢厚生年金については、当該子について加算する額に相当する部分の支給が停止される。

(解答 ○)

的中!